

平成十八年二月二十一日受領  
答 弁 第 六 六 号

内閣衆質一六四第六六号

平成十八年二月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出赤いＴシャツを賞品とする川口賞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出赤いTシャツを賞品とする川口賞に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の川口賞は、決裁を経て創設された。その決裁書には、顕彰の名称、顕彰実施要領等が記載されている。

二について

選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、星野晶子氏（元外務省改革に関する「変える会」委員）、田幸大輔氏（元外務省改革推進本部事務局長アドバイザー）、外務大臣秘書官、外務大臣秘書官事務取扱、外務省大臣官房総務課長及び同人事課長である。

選考委員には、公平性及び透明性を確保する観点から、外務省職員でない者も選ばれた。

選考委員のうち外務省職員でない者に対して、謝礼が支払われた。

三について

国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）又は外務省の内規に基づく処分を受けた者が川口賞を受賞した事例はある。

四について

選考委員会の会合及び授賞式は、勤務時間内に行われた。

五について

受賞者に対しては、御指摘の「赤いＴシャツ」が授与された。「赤いＴシャツ」は、川口順子外務大臣（当時）の私費により購入された。

六について

川口賞の授与については、平成十六年六月後は、行われていない。川口賞の授与を行わないことについて、外務省として決定を行ったことはない。

七について

外務省としては、川口賞を創設し、外務省職員に授与したことが、外務省職員の士気の向上に寄与するものであったと考えている。

八について

外務省において確認できる範囲では、川口順子外務大臣の在任中に国家公務員法の規定に基づく懲戒処

分を受けた外務省職員は、三十五人である。

九について

外務省において確認できる範囲では、川口順子外務大臣の在任中に外務省の内規に基づく処分を受けた外務省職員は、百三十八人である。